「多文化社会とコミュニケーション」 愛知県立大学 (2019年度) 第6回「日本の多言語状況」

あべ やすし abeyasusi@gmail.com

http://hituzinosanpo.sakura.ne.jp/tabunka2019/

言語と国家

国語、外国語、二カ国語、中国語、韓国語など、言語を国家とむすびつけた表現がある。しかし、言語の境界線は国境線ではない。「一つの国に一つの言語だけ」ということは現実にはありえない。木村護郎クリストフ(きむら・ごろうくりすとふ)は、「外国語」という表現の問題をつぎのように指摘している。

日本語以外の言語を指す「外国語」ということば自体、日本には言語が一つしかないという前提を含んでいる。国内に多言語に関する問題は存在しないというたてまえのもと、アイヌ民族や在日朝鮮人などの、「異言語」を使用する人々の日本語への同化が進められてきたのである(きむら2012:689)。

小島剛一(こじま・ごういち)は「何カ国語ぐらい話せますか」というコラムでつぎのように論じている。

言語の数と国の数は一致しないし、言語分布の境界と国境とも重ならないのが普通だから、「何カ国語」という数え方は無意味であり、答えようが無い。「スペイン語だけが話せる人」は、スペイン語を公用語としている国が21カ国あるから「21カ国語話せる」と言えるだろうか。独立国ではないがプエルトリコも「国」のうちに数えると「22カ国語」になる。「アイヌ語と日本語が話せる」人は、アイヌ語がどこの国の「国語」にもなっていないから「1カ国語しか話せない」ことになるのだろうか。日本のテレビには時々「二カ国語放送」という文字が流れる。どことどこの二カ国を考えているのか分からないが、どうして単純明快に「〇〇語と〇〇語の二言語放送」と言わないのだろう(こじま2010:90)。

たとえば、大学に手話の講義や研究科を設置するとして、どの学部に設置するのか。社会福祉学部か。それとも「外国語」学部か。「手話は福祉」というのは従来型の発想であり、現代の感覚にはそぐわない。しかし日本手話を「外国語」と表現するのも、ふさわしくない。はじめから「言語学部」という学部名にしておけば、なにも問題はないはずだ。日本語における「外国語」という表現は、日本に存在する多様な言語を無視したものであり、日本語以外の言語をどのように表現するのかという問いは、重要な意味をもつ。アイヌ語は日本語にとって、なんなのか。方言ではけっしてない。「異言語」「ほかの言語」などの呼称が必要なのではないか。

「ひとつの言語」とはなにか

小島は「「いくつの言語が話せるか」と問い直されても残念ながら答えられない」とのべている。小島があげた5つの理由のうち、いちばん重要なひとつめの理由を引用する。

一、「同系統の異言語」と「一言語の諸方言」を区別する客観的な基準が無いから「言語の数」は数え方次第である。お互いに難なく通じてしまうくらいの近縁関係にあるマケドニア語とブルガリア語、あるいはチェコ語とスロバキア語をそれぞれ「二言語」と数える一方で互いにひとことも通じない鹿児島弁と津軽弁を「どちらも日本語の方言」と見做すのは、政治的な分類である(90ページ)。

これは、言語をどのようにカテゴリー化するのかという問題である。田中克彦(たなか・かつひこ)の『ことばと国家』は、「「一つのことば」とは何か」という議論からはじまる(たなか1981)。田中は「ことばの数をかぞえる」ことの困難をのべる。その困難とは、「どういうふうであれば、あることばが一つのことばとして勘定できるのか、言いかえれば、ことばという単位とはいったい何かという問題」によるものである(7-8ページ)。小島が指摘している「言語と方言」の区別の問題について、田中もつぎのように説明している。

…日本語ならわかると思っている私にとって、わからなさの点において琉球語は外国語(同然)なのである。 しかしこうした言いかたは、琉球人、もしくは沖縄県民の感情をひどくそこねることもあるだろうし、あるい は逆に歓迎されることもあり得よう。琉球が政治的、文化的に日本の不可分の一部であると信じ、とりわけアメ リカの占領下にあった時代に、日本への復帰を強く願った人たちにとって、日本語とは別の琉球語を考えることは、その復帰運動を妨害するものだという印象を与えることになろう。それはあくまで日本語に属する一変種、 すなわち、鹿児島方言などと同じ場所にならぶ琉球方言であるとその人たちは主張するであろう。

つまり、あることばが独立した言語であるのか、それともある言語に従属し、その下位単位をなす方言であるのかという議論は、そのことばの話し手の置かれた政治状況と願望とによって決定されるのであって、決して動植物の分類のように自然科学的客観主義によって一義的に決められるわけではない。世界の各地には、言語学の冷静な客観主義などは全く眼中に置かず、小さな小さな方言的なことばが、自分は独立の言語であるのだと主張することがある(9ページ)。

マックス・ワインライヒは、「言語とは、陸海軍をそなえた方言のことだ」と表現した(ウィキペディア「A language is a dialect with an army and navy」を参照)。言語の問題は、政治的である。権力が作用している。

言語権という理念

多文化共生や多文化主義と同様に、近年になってしばしば理想としてかかげられているのが、多言語主義という理念である。多言語主義と関連するキーワードとして、言語権という理念をあげることができる。言語権については、『ことばへの権利一言語権とはなにか』(言語権研究会編1999)という論集がだされてから、さまざまな議論が提示されてきた(すなの編2012)。言語権とは、ひとつの社会においてさまざまな言語が使用されているなかで、相対的に力のよわい言語(=少数言語)を使用する人の、言語に関する権利を意味する。はたして言語権とは、いったいどのようなことを意味するのだろうか。木村護郎クリストフは、つぎのふたつにまとめている。

ひとつは、自らが帰属意識をもつ集団の言語を習得・使用する権利であり、もうひとつは当該地域や国で広く使われる言語を学習・使用する権利である。日本の場合、例えば、日本語を第一言語とする在日韓国・朝鮮人の朝鮮語学習は前者に、新しく来日した外国籍の子どもが学校や日本社会で孤立しないための日本語学習は後者に含まれる(きむら2006:13)。

木村によれば、「言語権はだれがどこでも好きな言語を使ってよいという権利ではなく、ある言語の話者に対して不平等・不都合がある場合に問題になりうる」ものである(14ページ)。言語コミュニケーションにおける不平等について、かどや ひでのりはつぎのように論じている。

…ある言語の第一言語話者と非・第一言語話者が言語上のコミュニケーションをとるとき、そこではどういう状況が現出するであろうか。非・第一言語話者の側がその言語に習熟していないならば、コミュニケーションの不成立、中断がひんぱんにみられるだろう。そのとき第一言語話者は、コミュニケーションが成立しない責任を、その言語について「不勉強で無知な」非・第一言語話者に、一方的におしつけるという現象が一般的に観察される。はなされたこと、かかれたことがわからないのは、「わからないひと」が使用言語を十分に習得していないからだ、とされるわけである(かどや2006:114)。

かどやは「日本語、朝鮮語、イングランド語などの言語は、「学習が容易であること」を意図して形成された言語ではないため、その実態はいちじるしく複雑化した巨大な「慣習」になっている」とし、それがその言語の「学習・習得をきわめて困難なものにしている」と指摘している(115ページ)。

かどやの議論は、「学習しやすく、だれの第一言語でもない」言語として、ザメンホフが考案したエスペラントがあるという点にある。現在、エスペラントに注目する人はすくない。しかし、エスペラントは世界中に話者がいる。使用実績の歴史もある。

エスペラントは「国際補助語」といわれる。日常生活では第一言語を使用し、第一言語がことなる人とはエスペラントを使用する。そのほうが平等だという理念にたっている。社会言語学の研究者のなかにはエスペランティスト(エスペラントの理念に賛同し、使用する人)がいる。エスペラントの理念はじっさいにエスペラントを学習したり使用する人を必要とする。

一方、公共での掲示を多言語化したり公的に通訳を保障する場合、個人の実践(努力)は必要としない。ろう者や移 民が生活にかかわる情報をえるためには、多言語相談、「コミュニティ通訳」、多言語表示、多言語や「やさしい日本 語」によるパンフレットの配布など、さまざまな「言語サービス」が必要になる。

管理のための多言語化

現在、日本が多言語社会であることが認知され、まちかどの表示も多言語化している。ただ、ここでの問題は、それが「どのような多言語化なのか」ということだ。愛知県の多言語表示の状況を調査した糸魚川美樹(いといがわ・みき)は、つぎのようにまとめている。

街頭の多言語化は、警告文や注意文によるものが多く、外国籍住人に対して、日本人と同じ一市民であると捉える視点が欠如している。言語権保障とは無縁もしくは対立する多言語化現象すら存在し、犯罪取り締まりや生活管理のための多言語化、情報を発信する側の利益だけを意図した性格が色濃くみられる。

通訳については…中略…警察には数言語にわたる通訳が配置されている一方で、医療・教育現場での通訳はまったく不足している。警察の職務をまっとうするために、当然通訳の充実は必要なのだろうが、それは医療であっても教育であっても同じである。外国籍者の生命に関わるという意味では、医療の分野での多言語化は必須であろう(いといがわ2006:58)。

ここでは、警告文や注意文を多言語化したものに注目する。わたしが撮影したものを2点紹介する。

写真1 (京都市内で撮影)



写真2 (東京都杉並区で撮影)



写真1は、日本語では「待たないでください」と敬語を使用しているのに対して、英語、漢語、朝鮮語は「待つな」という命令形になっている。

写真2は、日本語では、「ドロボーにご用心!!」「ゆるめるな心の鍵と家の鍵」とある。朝鮮語は「空巣被害防止重点地区」とある。漢語の文章にある「侵入住宅盗」という表現は「ニセ漢語」(非第一言語話者がいいかげんに作文したもの)である。設置した警察署の造語で、日本語の「住宅侵入盗」の語順をいれかえたものだろう。「住宅侵入盗」は「空巣」の警察用語。これはつまり、日本人には「家の鍵をしろ」と注意をよびかけ、「外国人」には「泥棒をするな」と警告しているということだ。呼びかける相手によって、メッセージをつかいわけている。これは「翻訳」ではない。

人権保障のための多言語化

現在、外国人住民がたくさん生活している地域では、市役所や国際交流センターなどで、さまざまな言語サービスを 提供している(くわしくは、「外国人相談」で論文やウェブを検索すること)。

たとえば、大阪府国際交流財団が運営する「大阪府外国人情報コーナー」は、多言語支援として、多言語で生活に関連する情報を提供し、個別に生活相談をうけつけている。来所するか、電話、メール、ファックスで相談できる。対応言語は「英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、日本語」としている(http://www.pref.osaka.jp/kokusai/soudan/)。

東京外国語大学の多言語・多文化教育研究センターは、「新しい在留管理制度に関する情報」を26言語でアップした (http://www.tufs.ac.jp/blog/ts/g/cemmer_old/2012/05/2011_2.html)。「新しい在留管理制度」とは、2012年7月からの在留カード制度(改定入管法)のことである。

兵庫県教育委員会が運営する「子ども多文化共生センター」では「外国人児童生徒受入にかかる資料」として『外国人児童生徒受入初期対応ガイドブック』や多言語による『就学支援ガイドブック』(日本語対訳付き)を公開している(http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center/ukeire/ukeire.html)。

文部科学省も多言語による『外国人児童生徒のための就学ガイドブック』を公開している (http://www.mext.go.jp/ a menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm)。

滋賀県国際協会は、「外国にルーツをもつ子どものための学習支援サイト」(http://www.s-i-a.or.jp/tabunka/gakusyu/) 、「SIA(しーあ)多言語子育て情報」(http://www.s-i-a.or.jp/child/) 「多言語の防災情報」(http://www.s-i-a.or.jp/child/) 「http://www.s-i-a

京都市消防局は、2013年から「119番通報等における多言語通訳体制」を整備し、日本語以外の5言語でも電話通報できるようにしている(http://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000155540.html)。

法テラス(日本司法支援センター)は、「多言語生活情報サービス」を開始した。法テラスは「英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語を話される方から 0570-078377 (おなやみナイナイ)にお電話をいただくと、通訳を介して、日本の法制度や相談窓口情報をご紹介いたします。」と説明している(http://www.houterasu.or.jp/multilingual/)。このように地方自治体だけでなく国の機関も多言語対応している場合がある。

東日本大震災における多言語情報

2011年3月11日の東日本大震災ではさまざまなメディアで情報が提供された。テレビやラジオ、新聞といった旧来のメディアにくわえて、ウェブ上ではさまざまな情報サイトが誕生した。グーグルによる「消息情報」「避難所情報」「計画停電情報」などのサイト、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターのサイトでの「被災者向け情報〈多言語版〉」、あるいは「ダイバーシティ(人の多様性)に配慮した避難所運営」というサイトなどをあげることができる。アンジェロ・イシは在日ブラジル人コミュニティにおける情報アクセスについて、つぎのようにのべている。

多くのブラジル人は情報の「不足」に悩んだというよりは、相反する情報の錯綜、誇張された警告の洪水など、むしろ「情報過多」に翻弄された。課題となったのは情報の「量」よりも「質」であった(イシ2012:191)。

それは、たとえば日本語のツイッターでもおなじような状況だったといえる。つまり、原子力災害をめぐって、専門家のあいだで意見が対立し、さまざまな情報と意見がとびかい、なにを信用すればいいのか判断しづらい状況だった。情報源が確実でなければ、それを翻訳しても、まちがった情報をつたえることになる。

あきらかになった情報をきちんと開示し、説明し、そのうえで各自に判断させる。そのような情報開示の文化が確立できていなかったといえるだろう。

震災後に東北地方太平洋沖地震多言語支援センターで活動した土井佳彦(どい・よしひこ)はつぎのようにのべている。

発災から5ヶ月が過ぎた今なお、さまざまなメディアで震災に関する情報が発せられている。そうした情報の波の中から、一個人がどれだけの情報をキャッチし、その真偽についてどれほど正確に摑む(つかむ)ことができるだろうか。筆者は6月下旬に被災地を訪れた際に数名の外国人の声を聞いたが、中には「あまりにも情報が多すぎて、何を見聞きしていいのか、何を信じていいのかわからない。毎日流される津波の映像なんて二度と見たくなかった。だから、しばらくはテレビもラジオもインターネットも見なかった」という人もいた。約2ヵ月間、被災者に少しでも安心を届けたいとの思いで情報提供に取り組んできた筆者にとっては、目から鱗が落ちた

瞬間であった。どんなに意味のある情報でも、不特定多数の人に向けて一方的に発信しただけでは、必要としている人の元に届かないかもしれないということはわかっていたが、災害時には耳も目も塞いで自ら情報をシャットアウトしたくなる人もいるのだということを、このとき初めて知った。

また、「日本のメディアと海外のメディアは言っていることが違っていたり、どこからか回ってくるメールはデマだと思うものも少なくなかった」と教えてくれた外国人は、「国際交流協会のスタッフや日本語教室のボランティアなど、日ごろから接点のある一部の日本人の言うことを何より信じていた」と言っていた。言葉は関係性の上に機能するというのは、まさにこのことだろう。情報は正確で相手に理解しやすく入手が容易なものであるだけでなく、適切な量とタイミングを考慮し、信頼性をもって届けられるよう、身近な人を介した伝達が重要であることを覚えておきたい(どい2012:170-171)。

情報の信頼性だけでなく、「だれが伝達するのか」という関係性が重要な意味をもつ。それはつまり、災害がおきる まえの日常の関係が重要だということだ。

災害とことば一緊急性をどのように表現するか

『月刊言語』の1999年8月号の特集「緊急時コミュニケーション 命綱としてのことば」で、柴田武(しばた・たけし)は災害時のテレビ報道が「デス・マス体の敬語表現」であることに注目し、「緊急時にこれでいいのかどうか。敬語から自由になる必要があるのではないか」と指摘し、緊急時には命令表現での呼びかけも必要ではないかと主張した(しばた1999:31)。

『日本語学』2012年5月号の特集「災害とことば」には「命を救うための命令表現一防災無線から「逃げろ!」と発せられた日」という文章が掲載されている(いのうえ/しおだ2012)。著者の井上裕之(いのうえ・ひろゆき)と塩田雄大(しおだ・たけひろ)は、社会心理学の知見をふまえて、つぎのように説明している。

一対一で面と向かって忠告・指示がなされた場合には、「オオカミ少年効果」や「正常性バイアス」は比較的発動しにくい。これに対して、放送や防災無線といった一対多の伝達形式の場合には、こうしたことが起こりうる。これは、情報の受け手にとって、「その情報が確実に自分に向けられたものである」ということが必ずしも自明ではないことが一つの原因となっている(15-16ページ)。

そこで「今回はただごとではない」と意識させるために「一対多のコミュニケーションではふだんは用いられないスタイルをあえて採用する」方法があると指摘し、それは「「避難せよ」「逃げろ」などの「命令表現」」であるという(16-17ページ)。「避難してください」という口調では緊迫感がつたわらないということだ。井上らは東日本大震災の津波警報での命令表現を複数紹介し、「逃げろ!」という放送が緊急性をうまくつたえたことを報告している。

気象庁も、津波警報を改善し、「巨大」「高い」という表現をとりいれた(「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html)。気象庁はつぎのように説明している。

…地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

そして、「津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難しましょう」と解説している。

言語は通じれば、人と人をむすぶ。しかし、通じなければ断絶がおきる。かべができる。もちろん、ジェスチャーでコミュニケーションが成立することもある。言語が社会生活の障壁になり、情報アクセスの障害になってしまうこともある。ことばのかべをどのようにのりこえるのか。なにをすればいいのだろうか。

- イシ、アンジェロ 2012 「在日ブラジル人とメディア」鈴木江理子(すずき・えりこ)編『東日本大震災と外国人移住者たち』明石書店、190-196
- 糸魚川美樹(いといがわ・みき) 2006 「公共圏における多言語化一愛知県の事例を中心に」『社会言語学』6号、45-59
- 井上裕之(いのうえ・ひろゆき)/塩田雄大(しおだ・たけひろ) 2012 「命を救うための命令表現一防災無線から「逃げる!」と発せられた日」『日本語学』5月号、14-27
- 植田晃次(うえだ・こうじ) 2015 「「どづぞ」な多言語表示から見る商品化された「やさしさ」」義永美央子(よしなが・みおこ)/山下仁(やました・ひとし)編『ことばの「やさしさ」とは何か一批判的社会言語学からのアプローチ』三元社、165-207
- かどや ひでのり 2006 「言語権から計画言語へ」まして・ひでのり編『ことば/権力/差別―言語権からみた情報弱者の解放』三元社、107-130
- 亀井伸孝(かめい・のぶたか) 2014 「愛知県立大学における手話教育に関する学生意識調査報告―「語学として手話を学びたい」という期待に応える教育の提言」『ことばの世界』6号(愛知県立大学 高等言語教育研究所)、27-38
- 河原俊昭(かわはら・としあき)編 2004 『自治体の言語サービス―多言語社会への扉をひらく』春風社
- 北神慎司(きたがみ・しんじ) 2003 「ピクトグラム活用の現状と今後の展望―わかりやすいピクトグラム・よいピクトグラムとは?」『京都大学大学院教育学研究科紀要』48、527-538
- 木村護郎クリストフ(きむら・ごろう くりすとふ) 2006 「「共生」への視点としての言語権」植田晃次(うえだ・こうじ)/山下仁(やました・ひとし)編『「共生」の内実一批判的社会言語学からの問いかけ』三元社、11-27
- 木村護郎クリストフ 2012 「「言語権」からみた日本の言語問題」すなの編『多言語主義再考』三元社、687-709
- 木村護郎クリストフ編著 2016 『節英のすすめ―脱英語依存こそ国際化・グローバル化対応のカギ!』萬書房
- 言語権研究会編 1999 『ことばへの権利―言語権とはなにか』三元社
- 小島剛一(こじま・ごういち) 2010 『漂流するトルコー続「トルコのもう一つの顔」』旅行人
- 佐野直子(さの・なおこ) 2015 『社会言語学のまなざし』三元社
- 柴田武(しばた・たけし) 1999 「「緊急言語」を"保険"のつもりで」 『月刊言語』8月号、26-31
- 庄司博史(しょうじ・ひろし)ほか編 2009 『日本の言語景観』三元社
- 砂野幸稔(すなの・ゆきとし)編 2012 『多言語主義再考―多言語状況の比較研究』三元社
- 多言語化現象研究会編 2013 『多言語社会日本―その現状と課題』三元社
- 田中克彦(たなか・かつひこ) 1981 『ことばと国家』岩波新書
- 田中ゆかり(たなか・ゆかり) ほか 2007 「東京圏の言語的多様性―東京圏デパート言語景観調査から」 『社会言語科学』10(1)、5-17
- 角田太作(つのだ・たさく) 2009 『世界の言語と日本語 改訂版―言語類型論から見た日本語』くろしお出版
- 土井佳彦(どい・よしひこ) 2012 「多言語支援センターによる災害時外国人支援」鈴木江理子(すずき・りえこ)編『東日本大震災と外国人移住者たち』明石書店、159-173
- 東北大学方言研究センター 2012 『方言を救う、方言で救う―3.11被災地からの提言』ひつじ書房
- 西江雅之(にしえ・まさゆき) 2003 『「ことば」の課外授業一"ハダシの学者"の言語学1週間』洋泉社新書y
- 本田弘之(ほんだ・ひろゆき)ほか 2017 『街の公共サインを点検する一外国人にはどう見えるか』大修館書店
- ましこ・ひでのり編 2012 『ことば/権力/差別[新装版]―言語権からみた情報弱者の解放』三元社
- ましこ・ひでのり 2014 『ことばの政治社会学 [新装版] 』三元社
- 松尾慎(まつお・しん)/あべ・やすし ほか 2013 「社会参加のための情報保障と『わかりやすい日本語』―外国人、 ろう者・難聴者、知的障害者への情報保障の個別課題と共通性」『社会言語科学』16(1)、22-38
- 水野真木子(みずの・まきこ)/内藤稔(ないとう・みのる)編 2015 『コミュニティ通訳―多文化共生社会のコミュニケーション』みすず書房
- 村越愛策(むらこし・あいさく) 2014 『絵で表す言葉の世界―ピクトグラムは語る』交通新聞社
- 山本真弓(やまもと・まゆみ)編/臼井裕之(うすい・ひろゆき)/木村護郎クリストフ(きむら・ごろう くりすと
 - ふ) 2004 『言語的近代を超えて一〈多言語状況〉を生きるために』明石書店

雑誌特集/関連雑誌

『月刊言語 特集 緊急時コミュニケーション―命綱としてのことば』1999年8月号

『月刊言語 特集 移民コミュニティの言語―変容することばとアイデンティティ』2003年6月号

『月刊言語 特集 バイリンガリズムとしての手話―日本手話によるろう教育を目指して』2003年8月号

『月刊言語 特集 ことばのバリアフリー―情報デバイドの解消をめざして』2006年7月号

『月刊言語 特集 言語権とは何か一多言語時代を生きるために』2008年2月号

『月刊言語 特集 変容する日本のことば一言語の危機と話者の意識』2009年7月号

『ことばと社会 特集 移民と言語(1/2)』11号/12号、2008年/2010年

『ことばと社会 特集 学校教育における少数派言語』13号、2011年

『社会言語科学 特集 日本の言語問題』2(1)、1999年(J-STAGEに全文あり)

『社会言語科学 特集 日本社会の変容と言語問題』13(1)、2010年(J-STAGEに全文あり)

『日本語学 特集 医療のことば』2011年2月号

『日本語学 特集 災害とことば』2012年5月号

『日本語学 特集 日本の危機言語』2013年8月号

『日本語学 臨時増刊号 特集 多言語社会・ニッポン』28(6)、2009年

『日本語学 特集 福祉の言語学』2014年9月号

『日本語教育 特集 エンパワーメントとしての日本語支援』155号、2013年

『日本語教育 特集 「やさしい日本語」の諸相』158号、2014年

『自治体国際化フォーラム 特集 東日本大震災における外国人支援について』2011年8月号(サイトに全文あり)

『自治体国際化フォーラム 特集 在住外国人に伝わる広報』2013年9月号(サイトに全文あり)

『社会言語学』

『社会言語科学』(J-STAGEに全文あり)

『母語・継承語・バイリンガル教育(MHB)研究』(サイニーに全文へのリンクあり)

『言語政策』

『リテラシーズ』(ウェブサイトに全文あり)

用語解説

社会言語学:言語問題を社会学や政治学的な視点から研究するもの。言語に対する態度、社会政策などをとりあげる。あるいは、言語のバリエーションを地域差、性差、世代差などに注目して調査し、記述する。

第一言語:母語ともいう。最初に習得した言語。母語という表現は、「育児は母親がするもの」という性別分業意識が 反映されている点で問題がある。また、ろう児の親が聴者である場合、「母語」という表現は適さない。ろう児は、ろう学校などの「ろうコミュニティ」に接すれば手話が第一言語になる。以前は「母国語」という表現をつかう研究者も すくなくなかった。その問題点については、田中克彦『ことばと国家』を参照。

方言:言語学では、標準語とされている地域のことばも方言のひとつとみなす。地域差によるバリエーションを方言という用語でとらえているのである。ただ、一般的には方言は「標準語ではない、地方のことば」と認識されている。言語と方言を区別する言語学的な根拠はない。最近では方言という用語をさけて、地域語ということもある。

補論:多文化社会における教育の問題

なぜ外国籍の子どもが不就学になるのか

10数年まえから「外国籍の子どもの不就学」が社会問題として認知されるようになってきた。さまざまな理由から学校にいっていない(不就学)の外国人の子どもがいる。その背景には、なにがあるのだろうか。

師岡康子(もろおか・やすこ)は外国籍の子どもの教育権について、国際条約の規定と日本政府の立場に、つぎのようなズレがあるという。

日本も批准している社会権規約(第13条等)、子どもの権利条約(第28条等)、人種差別撤廃条約(第5条等)などは国籍に関わりなく、「すべての」子どもたちの教育権を保障している。日本政府は「外国人の子どもが公立義務教育諸学校への就学を希望する場合には……日本人の子どもと同様に無償で受け入れている」(2009年提出の社会権規約委員会への政府報告書)と説明しながら、「外国人に対する普通教育の実態については、憲法上

及び教育基本法上要請されておらず……日本国内に居住する者であっても、その者が外国人である限り、その子を小・中学校等に就学させる義務は生じない」(鈴木勲『逐条学校教育法』学陽書房、2009年。著者は元文部官僚)と解釈している。すなわち、日本の学校は、外国人の子どもたちを恩恵として受け入れるが、受け入れる義務はなく、換言すれば、外国人の子どもは日本の教育制度の対象ではなく、外国人の子どもたちは教育への権利を法的には主張できないというのである(もろおか2012:38)。

国が「外国人の子どもは義務教育の対象ではない」としている一方で、一部の地方自治体は不就学の問題に熱心にとりくんでいる。たとえば岐阜県の可児市では外国籍の子どもの就学実態を把握するための調査をおこなった。調査期間は2003年4月から2005年3月までで、調査対象は「すべての対象者」であり、就学期の子どものいる外国籍の家庭をすべて訪問するという、ていねいな実態調査を実施した(こじま2007:148-149)。小島祥美(こじま・よしみ)はつぎのように不就学の原因を説明している。

分析の結果、日本の中学校を最後にし、不就学になっている子どもが多いことがわかった。中学校を「中退」した理由として、「日本語をいくら一生懸命勉強しても通信簿が1しかない」「家族も親戚もみんな工場で働いている。分からない日本語を頑張って勉強しても、どうせ同じ工場で将来働くんだから、大変な思いをして勉強しても意味が無い」などと子どもたちは話していた。つまり、不就学をきたす主な理由として、努力が評価されないこと、将来に希望がみえないこと、勉強する意味が見出せていないなどが考えられた(152ページ)。

学習意欲というものは、学習内容が理解できるだけでなく、達成感がえられる、将来が保障されるなど、なんらかの利益が実感できてこそ、めばえるものである。将来に展望がもてない状況では学習する意欲をもちにくい。これを単に「やる気の問題」としてしまうと、学習者のおかれた環境の問題がみえなくなってしまう。それは大学生にとってもおなじである。それはたとえば、自分に決定権や影響力があると感じられないのに「責任感をもて!」といわれても、むなしく感じられてしまうことと、よくにている。つまり、あきらめさせられる経験をするごとに、その人の意欲はそがれていくということだ。「やる気」は政治や経済の問題でもあるのだ。

静岡県の浜松市では外国籍の子どもの「不就学ゼロ作戦」を2011年から実施している。

文部科学省も「母語を用いた帰国・外国人児童生徒支援に関する調査研究」(2004年から2005年)、「不就学外国人児童生徒支援事業」(2005年から2006年)による「外国人の子どもの不就学実態調査」、「定住外国人の子どもの就学支援事業」(2009年から2014年度)による「虹の架け橋教室」事業などを実施している(くりはら2008、やいた2012)。ただ、外国人の教育権を権利として規定するとか、法律を整備するにはいたっていない(もろおか2012)。

ニューカマーの子どもの教育と言語問題

太田晴雄(おおた・はるお)はニューカマーの子どもの教育の問題について、つぎのように指摘している。

ニューカマーの子どもをめぐる現行の教育実践に共通するのは、「問題の所在」を当該の子どもたちに求め、「問題の解消」をかれ・彼女らの「ガンバリ」に求めることにある。「授業についていけない」のは、子どもが「日本語を理解できない」からであり、「問題の解消」は、子どもが「欠いている」日本語能力を身につけることによるのである。日本語教育は、「不足している能力」を埋め合わせることを目標におこなわれ、その際、当該の子どもが持つ言語能力=母語能力は無視されるか、もしくは「問題の言語」として否定される(おおた2005:74)。

この状況は、これまで障害者が治療やリハビリばかり要求され、「問題の解消」を「障害の克服」にもとめられてきた状況とよくにている。太田は「ユニバーサル・デザインという考え方」を紹介したうえで、つぎのように論じている。

「障害」を作り出してきた社会の変容なしにはユニバーサル・デザインが実現できないのと同様に、多様な文化的背景を持つ子どもたちが、「障害」を感じることなく学習に参加できるためには、教育システムおよび学校それ自体の変容が必要になる。日本語の授業がわからない子どもに日本語の習得を優先的に求めるのは、車椅子の人に階段を登らせるのと同じ発想といわねばならない。「日本語がわからないから問題」と考えるのではなく、「日本語がわからなくても問題にならない教育システムとは何か」という発想の転換が必要なのである。

どのような背景を持っていようとも、すべての子どもが「意味のある学習」に参画できること、これをユニバーサル・ラーニング(UL)と呼ぶならば、ULを可能にする教育システムの探究こそが、ニューカマーの子どもの今後の教育を展望するうえで重要な課題となるであろう(75ページ)。

ここで問われているのは、「みんな」のなかにある「ちがい」をどのようにとらえるかということである。

佐久間孝正(さくま・こうせい)も、障害者にとっての教育問題と外国人にとっての教育問題には共通点があり、障害者の学習保障の経緯は参考になると指摘している(さくま2006:第6章)。

たとえば、1979年に養護学校が義務教育になるまで、「就学猶予・免除」によって学校に就学できなかった障害者はたくさんいる。最近では、障害のある学生に対して、さまざまな配慮(調整)がされるようになってきている。

つぎの佐久間の主張は、まさに障害者や外国人だけでなく、すべての学習者にとって重要であるといえる。

教室内の児童・生徒数を少人数制にすること、一斉に同一の行動が強制される画一授業をしないこと、児童・生徒の進路いかんで多様な取り組みが可能なようにグループ制にすること、それを維持するためにも教員数を増やすこと、チーム・ティーチングの積極的な導入などが不可欠である(230ページ)。

たとえば、『みんなが主人公の学校』という本では、ちがいを尊重することのできる学習環境をつくった事例を複数紹介している(やすい2009)。教育は自己責任ではない。社会環境の影響がおおきい。

「ちがうこと」が否定的にとらえられてしまうと、それまで話していた親の言語を「はずかしい」と感じるようになってしまうことがある。言語が「問題」にされてしまうことで、少数派は言語をのりかえる。強い言語に経済的な価値を見いだし、自分の言語を否定してしまうこともある。多言語状況があっても、支配的な価値観が単一言語や大言語を志向するものであれば、多言語状況は「問題」にされるだけである。

参考文献

太田晴雄(おおた・はるお) 2005 「日本的モノカルチュラリズムと学習困難」宮島喬(みやじま・たかし)/太田晴雄編『外国人の子どもと日本の教育―不就学問題と多文化共生の課題』東京大学出版会、57-75

小島祥美(こじま・よしみ) 2007 「不就学の子どもたち」外国人人権法連絡会編『外国人・民族的マイノリティ人権 白書』明石書店、146-157

小島祥美 2016 『外国人の就学と不就学一社会で「見えない」子どもたち』大阪大学出版会

佐久間孝正(さくま・こうせい) 2006 『外国人の子どもの不就学』勁草書房

宮崎幸江(みやざき・さちえ) 2014 『日本に住む多文化の子どもと教育』上智大学出版

宮島喬(みやじま・たかし) 2014 『外国人の子どもの教育―就学の現状と教育を受ける権利』東京大学出版会

師岡康子(もろおか・やすこ) 2012 「外国籍の子どもの教育権の否定」外国人人権法連絡会編『日本における外国 人・民族的マイノリティ人権白書』外国人人権法連絡会、37-39

矢板晋(やいた・すすむ) 2012 「外国人の周辺化と日本語教育一栃木県真岡市の事例から」『研究論集』(北海道大学大学院文学研究科)12、433-455

保井隆之(やすい・たかゆき) 2009 『みんなが主人公の学校』大日本図書

コメントの紹介

難民収容所、刑務所のようだと言ってましたが、正直刑務所よりひどいですよね。医療を受けることもできず、どんな症状でも痛み止めを渡されたり、もっとひどくなれば仮放免されて自費で治療しろ、となるそうです。たしかに家を爆破されたり、ゆうかいされたりはないかもしれませんが、ひどい環境におきながら国に帰れと言い続けるのは、もはやごうもんですよね。それこそ何の権利があって、人権を奪うんでしょうか。国は何がそんなに嫌なんですかね?

日本の入国管理局の外国人への対応の厳しさはSNS等でたびたび話題になっており、私も目にしたことがあります。… 後略…

…友人が単発のバイトで野菜をつめるのをしたのだがほとんどの人が東南系の外国人だったと言っていた。言語が十分に話せなくても行える。そういった面では外国人の労働も大変だと思った。

…移民に関する話で、こんなことを聞きました。友人から知り合いがオーストラリアに移住するという話を聞いたそうです。理由を尋ねたところ、「日本で子育てしたくない」と答えていたそうです。私のイメージでは、自分の子供をバイリンガルにしたいから、とか、留学させたいからという理由がほとんどな気がしていました。自国で子育てしたくないと考える人もいるんだと、とても驚いたことを思い出しました。

…国籍という制度はとても難しいものであると思うし、さらに母国を離れる気が無い人にとっては気にも留めない様な事であると思います。さらに、日本人で国籍をメインとして考えている人は少なく、たとえ中国人の人が日本の国籍を取得して日本で暮らしていたとしても、ほとんどの日本人には、その人は日本人ではなく外国人としてうつってしまうと思います。そしてさらに、日本の国籍を取る事で母国の親せきの人にも外国人と見られ複雑になってしまうと思います。…後略…

私は、国籍の話を聞いて、杉原千畝 [すぎはら・ちうね] を思い浮かべました。杉原千畝は八百津 [やおつ] で生まれました。八百津は私の住む町ととても近く、高校で知り合った八百津出身の友人は、「中学校では、杉浦千畝について学ぶ機会が多くあって、みんなで劇もやった」ということを話してくれました。本省からの命令に背向いてまで、すべてのユダヤ人のために通過ビザを発給した杉浦千畝は、国籍をこえた命の平等な重さを分かっている人物だったんだと思います。…中略…現在は、医療の場に外国人労働者を取り入れることもあるそうです。今は病院にも多くの外国人の方が来られるので、そういった際に活躍することが多くあると思います。そこで、安い給料、多くの人材として扱われるのではなく、正当に長所をいかして働ける環境を整えることが大切だと感じました。

【あべのコメント:もうひとつ思い出してほしいポイントは、東日本大地震のことです。原発事故により、ふるさとを離脱することを余儀なくされた人たちがいます。自主避難者といわれる人たちもいます。国内避難民ということばがありますが、原発事故により避難している人たちは、国内避難民にあたります。災害も不本意な移住をうみだします。避難する途中で国境線をこえれば、その人は難民であるのです。紙一重のことであるし、実際、海外に避難した人もいる。】

2018年に朝鮮学校は授業料無償化から排除されましたが、私はこのことはあってはならないことだと思います。下村文科大臣が言うには、排除された理由は「拉致問題の進展がないため、現時点では国民の理解が得られないから。」です。そもそも、授業料無償化制度によって支給される就学支援金は社会保障的な性質を有しており、憲法上は社会権として保障されているので、朝鮮学校の授業料を無償化するべきだと思います。…後略…

【あべのコメント: 「2018年に」とは? 2010年に高校無償化法が施行されてから朝鮮学校はずっと除外されています。ほかの外国人学校は私立高校としての就学支援金が支給されています。】

…自分は中学校の時にバスケをやっていて、大会や合同練習などでよく「朝鮮学校」と会っていてとても身近な存在だったので昔のできごとを知って、「朝鮮学校」を存続するために、どれだけ大変だったのか、が知れてよかった。…後略…

私の高校の先生で「よくアジアとのハーフに間違えられるけど、いまいち嬉しくない。どうせならヨーロッパが良かった」と言っていた先生がいました。思うことは人それぞれだと思いますが、それを口に出す必要はなかったと思うし、英語を担当していて多文化に理解のありそうな人にそう言う差別的と捉えられても文句の言えないようなことを言ってほしくなかったと思いました。アジアだってヨーロッパと同じようにいい所がいっぱいあると思います。

【あべのコメント:そもそも、日本もアジアなんですよね。】

僕の友達にフィリピン人の男の子がいます。今もたまにあって、あそびに行ったりするのですが、その子が引っ越す時に大家さんに外国籍だからという理由で断られたりして、住みたいと思える部屋を見つけるのがすごく大変だったと聞きました。その子は日本語が僕と同じくらい普通に話すことができるのに国籍が違うというのはそんなに大きい事なのか、何でたったそれだけの違いで、対応が変わるのか、本当に国籍が問題なのかと不思議に思いました。…後略…

…日本はかつて移民を受け入れてもらったのだから、今度は、受け入れなければならないのではないでしょうか。

【あべのコメント:残念ながら、多くの人は過去のことは知らないし、わすれています。1945年の敗戦当時、日本の人口の1割が海外にいたことを知っている人は、ごくわずかでしょう。】

僕には小学校のころハーフのクラスメイトがいました。小さいころなのでどこの国とか国籍はどこかとかは覚えていませんが、名前がカタカナなのは覚えています。その子は転校を繰り返していてすぐに転校してしまったのですが、「名前がカタカナの子が入ってきた」とうわさになったのを覚えています。見た目は特に肌の色も変わらなかったので言われなければ分かりませんが、名前がカタカナというだけで恐らく他の人とは距離があったと思います。誰もいじめをしていたわけではなかったのですが、名前だけで違う種類として距離をおかれるのは悲しかったと思います。…後略…

…私のバイト先にベトナム人のバイトの人が新しく入ってきて話題の幅が広がって楽しくなった気がする。

…法や組織の仕組みは人を守るためにあるべきなのに、どうしてそれらによって人権が侵害されるのか、それが疑問でしかたがありません。

【あべのコメント:多くの国にあって、日本にはない国家機関が「国内人権機関」です。独立性と権限のある人権機関があれば、法務省とか地方自治体とか、あるいは民間企業などが人権侵害をしていないかチェックすることができます。歴史的にいえば、法の不備があったり、法の運用が不適切だったりして、行政機関が人権を侵害することは、「よくあること」です。だからこそ、そういった人権機関が必要です。】

難民問題ですが、ヨーロッパではテロが起きるなど、深刻だという記事を読んだことがあります。なので正直、無条件に受け入れるのは怖いと思っていました。韓国のチェジュ島にイエメンの人達が難民として来た時、インターネットなどで彼らをひどく批判するコメントが溢れていました。また、チェジュ島で女性が失踪する事件があったのですが、なんの根拠も無くイエメン人を犯人認定する人たちもいました。イエメン人からすると、本当に理不尽なことだと思います(日本でもこういうことがしばしばあると思います)。偏見を克服することが大事だと思います。

【あべのコメント:スケープゴートということばがあります。問題のありかを見ずに、他者のせいにして、安心しようとすることです。だれかのせいにしたいから、都合よくだれかを他者化するわけです。他者についての理解が必要なのか、自分たちの心理を見つめなおすことが必要なのか。どちらでもあるわけですが、多くの場合、「○○の人たちについて理解しよう」というアプローチがとられます。わたしは、それだけでは不十分であるし、ずれていると感じます。】

…難民受け入れは「人の命を救う」という面ではいいことなのかもしれないけど、最近コンビニやファストフード店などで外国人の店員さんが増えているのを実感してあんまり快くない自分がいます。この前コンビニで働いていた女の人は日本語があまり上手でない外国人の人でした。おつりの金額を言ってくれたのですが、いまいち聞き取れず、「本当に合ってるのかな?」と思ってしまいました。…後略…

【あべのコメント:外国人労働者は、ふだん目にしないところでたくさん働いています。コンビニとかの接客業もそうですし、かなり多くの業界で外国人に「依存している」日本の現実があります。「いやなので、いらないです」といって、「わかりました、さようなら」となれば、困るのは日本の側だということは、知っておいてください。】

…何かの授業でコンビニで働いている外国人は技能実習生が多いという話を聞き、驚いたのですが…後略…

【あべのコメント:いいえ、留学ビザで日本語学校に在籍している人がほとんどでしょう。わたしの授業もふくめて、 自分で確認をとったほうがいいですよ。そもそも、技能実習生をコンビニでうけいれることは制度的にできません。】

…私の父母は共に自動車の工場で働いているが、どちらとも外国人労働者がいるという。彼らは若い日本人よりも真剣に働いてくれるというが、その情熱につけ込んで、普通の人より多く働かせたりしてしまうことがあるという。やはり、働いてもらうからには、日本人と同じ環境、条件で働かせるべきだと思った。

…外国人労働者の状況についても、私は日本語教師を志しているにも関わらず、知らないことばかりでした。…後略…

【あべのコメント:日本語教育を仕事にするなら、いろんな人と出会う機会があると思いますが、どういう現場に身をおくか、つまり留学生に日本語を教えるのか、技能実習生か、日本語学校か、あるいは海外でかによって、目にする光景はかなりちがうでしょうね。】

…なぜ日本は他の国に比べてかなり難民認定がきびしいのか。…後略…

【あべのコメント:難民のことにかぎらないでしょう。管理職や政治家などに女性があまりにも少ない。難民だからきびしいあつかいをされているのではなくて、差別のある状態を是正するとりくみが、あまりに貧弱なんだと思います。それを、後づけで「島国だから」などと納得しようとする。世界の状況をふまえて、日本の社会を考える視点が必要です。】

…私はオリンピックが終わった後には就職をするのが困難になると思っていたので、労働者不足になるということに対して、疑問を感じました。また、日本語も外国語もできる有能な外国人とAIの導入により、日本人の就職先がなくなるとばかり思っていましたが、日本への出稼ぎに来る外国人の増加によって、なくなるのかもしれないと思いました。

【あべのコメント:仕事をえらばなければ、仕事はたくさんあるんですよ。条件のいい、やりたいと思える仕事は競争がある。有能な人は、そもそも日本を選ばないでしょう。できる人からすると日本は賃金が安いので。もっと条件のいい国を選ぶ。企業側が「人件費をおさえる」ということをやめて、まともに給料をはらうようになれば、希望がでてくる。現状では、派遣労働、非正規雇用ばかりにして、給料をあんまりださないという問題があります。そういう企業文化の問題なのに、都合よく「外国人」がスケープゴートにされている。】

技能実習制度について学科の授業で扱われたことがあります。最大の人材送り出し国は中国でしたが、最近では中国国内の経済状況や待遇が向上したことや、日本での技能実習生に対しての酷い扱いが噂になり、「日本に行くメリットがない」と日本に来る人が激減しているそうです。今はベトナムなど東南アジア諸国からの受け入れが多いそうですが、待遇などの現状を変えず、とりあえず人を集めようとしてるだけとしか思えません。本来の目的である国際貢献の色は薄れ、労働力の確保が主な目的となってしまっている一方、「技能実習生は労働力ではない」と変わらず言い続けている矛盾した状態に政府も気付いているはずなのですが…。こんな状況では難民や移民に関しても他国と比べて一歩も二歩も遅れ続ける状態がずっと続くのも無理はないな、と思いました。

…私は以前、NHKの特集で技能実習生の実態を知りました。一人のベトナム人男性は、海産物の工場で貝の殻割りをずっとやらされ、目的であった機械の構造を学ぶこともなく、母国に帰ってしまっていました。「契約とは全く違う仕事内容だった」と言っていたし、従業員からも差別的な扱いを受けたらしく、家族と離れてまで働きに渡ってきたのだから、現実に失望するのも当然だと思いました。まず、技能実習生の問題が解決されるのが先だと思いました。

外国人労働者をめぐる社会問題についてはよく新聞に記事が載っているように思います。毎週日曜日の『中日新聞』は必ず外国人労働者から見た日本のあれこれが述べられている記事が載っています。日本は賃金が高いからたくさんお金をもらって家族を支えたい、などそれぞれの想いがあって懸命に働いている方がたくさん紹介されていました。けれども、アパートに住んでいるだけで「外国人だから〇〇だ」という差別的用語や文句を言ってくる隣人がいるとか、文句をつけられてアパートを追い出されてしまっている人もいました。…後略…

国籍についての話ではテニスの大坂なおみ選手の話が真っ先に思い浮かぶ。こんなニュース番組を見たことがある。大坂なおみ選手に対して"日本語"で答えてとインタビューの人が言っていたのですが、これはとても失礼に当たると思ったのと同時に国籍問題がやっかいでめんどうだなと感じました。また、国籍について問題にしなければならないほど重要な問題なのかと思います。正直誰がどの国出身なのかを気にしているうちはグローバルに生活するのも難しいのではないかと思います。外国人に対しての話で僕が一番気になっているのは、外国人の呼び方です。今は昔に比べ差別にとても厳しく、減ってきたのですが、日本人が外国人の方を外人と呼ぶのが僕個人としては今後無くしていかなければならないことの中で1番だと思っています。外国人という言葉が外の国の人と書くのに対し、外人は外の人と書きます。これが外国人のことを人でないと言っているような気がして好きではありません。アフリカ人をNワードで呼ぶことが絶対的に許されていないのと同様に外人という言葉も厳しく評価される世になって欲しいです。

私の父は昨年、インドネシアへ単身赴任をしていました。父は出発する前に、言葉も通じないし、文化も違うからかなり不安だと言っていました。しかし、インドネシア人は日本人よりも陽気な方が多いらしく、父はたすかったと帰国後に言っていました。日本だと言葉が通じないため関わることから逃げてしまう人も多いので、父からその話を聞いた時にはおどろいたし、良い意味で文化の違いがうまれているなと思いました。父は帰国後に、インドネシアでの職場の人から「サクラの写真を送ってほしい」とLINEでたのまれたそうで、家の近くの桜並木まで行って写真をとっていました。「キレイですね」と返事がきたらしく、国籍をまたいでもサクラがきれいという思いは共有できるんだと、心があたたかくなった。次は日本で是非お花見をしてみてほしいなと思った。